

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：投資信託及び投資法人に関する法律施行令

規制の名称：投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局市場課

評価実施時期：令和3年7月7日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時には、諸外国において、インフラ資産をポートフォリオに加える機関投資家の増加やインフラファンドの上場市場創設、規模拡大が進んでいた。そのような中、我が国においても、資産多様化の観点から、経済動向等の影響を受けにくい安定的なアセットクラスとしてインフラ投資への関心が高まっていたこと、また日本取引所グループにおいては投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設を予定している状況にあったことから、投資法人・投資信託が主たる投資対象資産とし得る特定資産として、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加したもの。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていない。
なお、仮に本規制の緩和を行わなかった場合、現在においても東証インフラファンド市場は開設されておらず、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることが出来ていなかったものと考えられる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。再生可能エネルギー発電設備等を特定資産に追加することで、民間資金を活用したインフラ整備に資するほか、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができることから、本規制緩和の必要性が認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、事業者において、新たな遵守費用は発生しないと想定されていた。
事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生しておらず、事前評価時の想定と実績のかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、行政庁（国）において、新たな行政費用は発生しないと想定されていた。
事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生しておらず、事前評価時の想定と実績のかい離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標

に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価では、投資法人等による再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権への投資を容易にすることで、民間資金を活用したインフラ整備に資するとともに、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができるとの便益を見込んでいた。

本規制緩和後の2015年4月に東証インフラファンド市場が開設され、2021年3月末時点で7銘柄、時価総額1,000億円超の規模となっていることから、事前評価時に想定したとおり、民間資金を活用したインフラ整備及び投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができているものと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制緩和により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制緩和により遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。